

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更（農業基盤課）	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2

-----  
告 示  
-----

## 高知県告示第934号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年9月1日	株式会社あいファーマシー 土佐市高岡町甲2190番地1	たかおか薬局 土佐市高岡町甲2190番地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和2年10月1日	有限会社あい薬局 香美市土佐山田町百	有限会社あい薬局 香美市土佐山田町百石町

石町一丁目9番6号	一丁目9番6号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
-----------	-------------------------------------

## 高知県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
吾川郡仁淀川町川渡字尾崎6番1から 吾川郡仁淀川町川渡字上ナラシ17番1まで	前	11.5 }	69
	後	31.3 }	69

## 高知県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大方大正
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
幡多郡黒潮町蜷川字アカハゲ3764番3から	前	4.2 }	163
	後	16.4 }	

幡多郡黒潮町蜷川字石ノ本3762番4まで	後	5.2 }	163
		28.2 }	

## 高知県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 久礼須崎
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
須崎市安和字長佐古2596番1から 須崎市安和字長佐古2649番まで	前	5.9 }	66
	後	17.2 }	66
須崎市安和字長佐古2604番から 須崎市安和字長佐古2602番まで	前	5.8 }	110
	後	8.3 }	110

## 高知県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村小島1番6から 安芸郡北川村小島576番4 まで	1,091	令和2年12月4日

**高知県告示第939号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町蜷川字アカハ グ3764番3から 幡多郡黒潮町蜷川字石ノ本 3762番4まで	163	令和2年12月4日

**高知県告示第940号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字へ ノ丸	1089番13	4.91	34.04	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（四万十1期地区農村地域防災減災事業

（用水施設）の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年12月4日から令和3年1月7日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市役所
- 4 その他  
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

**高知県公安委員会規則第7号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第4号（裏面）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。